

東京都フリースクール等支援事業 エントリー調査票

令和7年5月30日

【記入上の注意】

○最初に、裏面の補助対象要件に該当しているかどうかを確認してください。

○記入日時点の情報を記載してください。

申請者
(施設運営者)

所在地
及び名称

163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
特定非営利活動法人テスト

代表者
氏名

東京太郎

本申請の
連絡先

担当者名： **東京** 電話番号： **0300000000**

電子メール: test@xxxx.com

1 補助対象者について

運営形態	☒ 法人 ☐ 個人	会社名、屋号等	特定非営利活動法人テスト	設立年月日 (西暦)	2023年1月1日
会社所在地	東京都新宿区西新宿2-8-1				
会社代表者	東京太郎		会社電話番号	03-0000-0000	
本社所在地が都 外の場合の都内 責任者	都内責任者氏名		責任者電話番号		
	都内責任者勤務地				
実施事業	(1)フリースクール等	事業開始年月日 (西暦)	2023年1月1日	運営施設数 (うち都内施設数)	2 (1
					施設 施設)

2 支援対象施設について

(1) 施設概要

施設名称	フリースクールテスト									
施設所在地	東京都渋谷区□□□丁目○○							設立年月日	2024年1月1日	
ホームページURL										
不登校の児童生徒の支援を主たる目的としていることを客観的に証明する資料							☐ 上記HPへの掲載 ☐ その他（資料名：	☒ パンフレット等	☒ 定款・規則等	
小中学生を対象とする 開所日・開所時間	曜日	開所時間			備考					
	月	9:00	～	18:30						
	火	8:30	～	15:00						
	水	9:00	～	15:00	16時以降は学習塾として開所					
	木	9:30	～	15:00	16時以降は学習塾として開所					
	金		～							
	土		～							
	日		～							

(2) 運営内容

提供している 支援内容	不登校の小学生及び中学生を対象に、学習支援を中心としたサポートを提供している。学習を通じて達成感を得ることや、職員との関わりを通じて社会と繋がることを目指している。										
総在籍人数*1	30	名	※高校生等やオンラインのみ在籍も含む		通所人数	小学生	10	名（うち都内在住	8	名）	
施設職員等*2	職員数	3	名（うち非常勤			2	名）	中学生	10	名（うち都内在住	10

*1：記入日時点で利用契約を締結している者、または直近三カ月の期間において、月1回以上継続的に施設を利用していた者の人数

*2：雇用契約を締結している者（代表者や業務委託契約を締結している者、ボランティア等は含まない）の人数

☒	東京都フリースクール等支援事業の補助対象要件について、以下の項目を確認しました。
-------------------------------------	--

（東京都フリースクール等支援事業補助金交付要綱より一部抜粋）

（補助対象者）
第5条 本補助金の交付の対象は、次の（１）又は（２）のいずれかに該当し、（３）から（６）までを全て満たす事業者とする。 （１） 法人の場合、都内で実質的にフリースクール等を運営している者であると判断できること。本店が都外に所在する事業者については、緊急時対応ができる責任者を都内に配置していること。 （２） 個人の場合、都内で実質的にフリースクール等を運営している者であると判断できること。 （３） 本事業に初めて交付申請を行う年度における 7 月 1 日時点で、不登校の児童生徒に対する支援を主たる目的とした活動について、都内で 1 年以上の実績を有していること。 （４） 次条に定める支援対象施設の責任者又はそれに準じる常勤職員が第 9 条に定める基礎講習を申請年度に受講すること。 （５） 法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと。 （６） 以下に掲げる事項に該当しないこと。 ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） イ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの
（支援対象施設）
第 6 条 支援対象施設は、前条に定める補助対象者が運営する都内に所在する民設・民営の通所型施設（法令等により設置・認可等がされている施設を除く。）であって、以下に掲げる要件を全て満たす施設とする。原則として、支援対象施設は、補助対象者当たり 1 施設とする。ただし、交付申請を行う前年度に本補助金の交付決定を受け、補助事業を完了した事業者であって、引き続き本年度の交付申請を行う支援対象施設を運営する事業者については、2 施設目を支援対象施設として新規に交付申請を行うことができる。 （１） 不登校の児童生徒に対する支援を行うことを主たる目的として活動しており、新規に交付申請を行う年度における 7 月 1 日時点で、都内で1年以上の活動実績を有している施設。ただし、2 施設目を申請する場合においては、この項前段の要件又は申請年度の 4 月 1 日時点において活動実績があり、かつ都内在住の児童生徒が複数名通所している施設 （２） 児童生徒の健全育成を図っている施設 （３） 不登校の児童生徒の在籍する学校及び在籍する学校が公立学校である場合にあっては、管轄の教育委員会との連携・協力体制が構築できる施設 （４） 実施要綱第 5 条の定めに基づき、サポートプランの作成等を行う施設 （５） 原則として、申請年度における7月 1 日時点において、都内在住の児童生徒が複数名通所している施設 （６） 週 3 日以上、学校の授業時間に開所している施設 （７） 補助対象者（法人の場合は、代表者）の親族（民法（明治 29 年法律第 89 号）第725条に規定する者）のみを利用対象としていない施設 （８） 本補助事業の実施に必要な範囲において、東京都（以下「都」という。）によるヒアリング及び現地確認等を承諾する施設 （９） 政治活動又は宗教活動を主たる目的として活動していない施設 （10） ホームページ等を通じて施設に関する情報公開を行う施設 （11） 過度な利益追求や勧誘等を行っていない施設